

令和7年度
一般会計の決算状況
をお知らせします

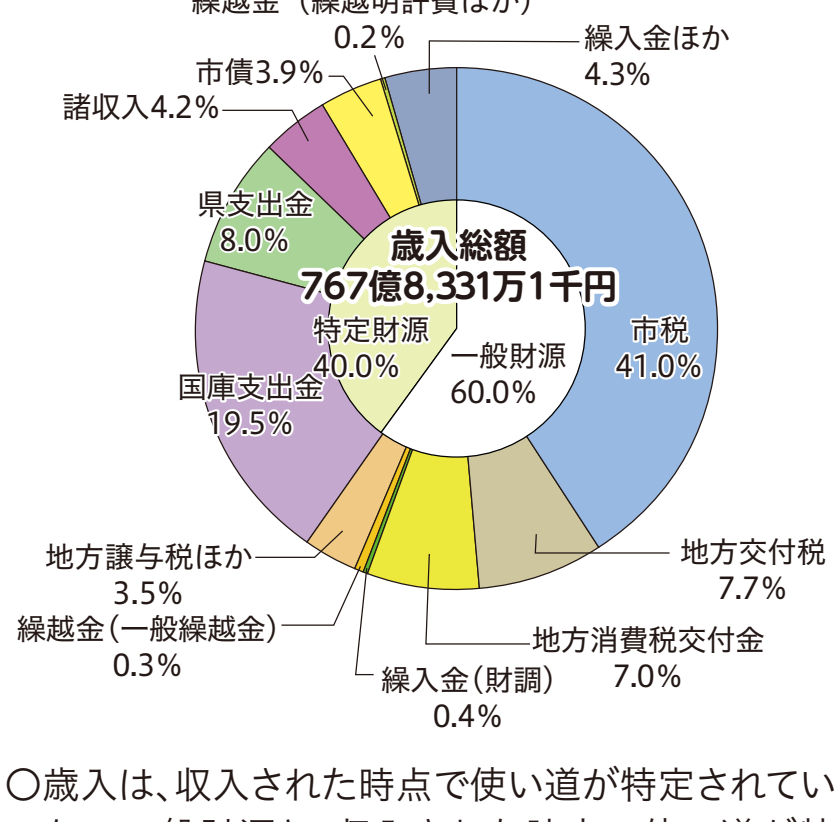
財政課 ☎ 059-382-9041 📠 059-382-9040
✉ zaisei@city.suzuka.lg.jp

●令和7年度一般会計の決算

※構成比などは、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

歳入

款	決算額(千円)	構成比
市税	31,495,534	41.0%
地方譲与税	630,785	0.8%
利子割交付金	58,113	0.1%
配当割交付金	345,228	0.4%
株式等譲渡所得割交付金	544,229	0.7%
法人事業税交付金	618,253	0.8%
地方消費税交付金	5,405,796	7.0%
ゴルフ場利用税交付金	82,270	0.1%
環境性能割交付金	101,873	0.1%
地方特例交付金	262,909	0.3%
地方交付税	5,938,051	7.7%
交通安全対策特別交付金	15,806	0.0%
分担金及び負担金	392,363	0.5%
使用料及び手数料	960,804	1.3%
国庫支出金	14,941,493	19.5%
県支出金	6,131,031	8.0%
財産収入	139,107	0.2%
寄附金	707,010	0.9%
繰入金	1,429,929	1.9%
繰越金	381,586	0.5%
諸収入	3,190,841	4.2%
市債	3,010,300	3.9%
合計	76,783,311	100.0%



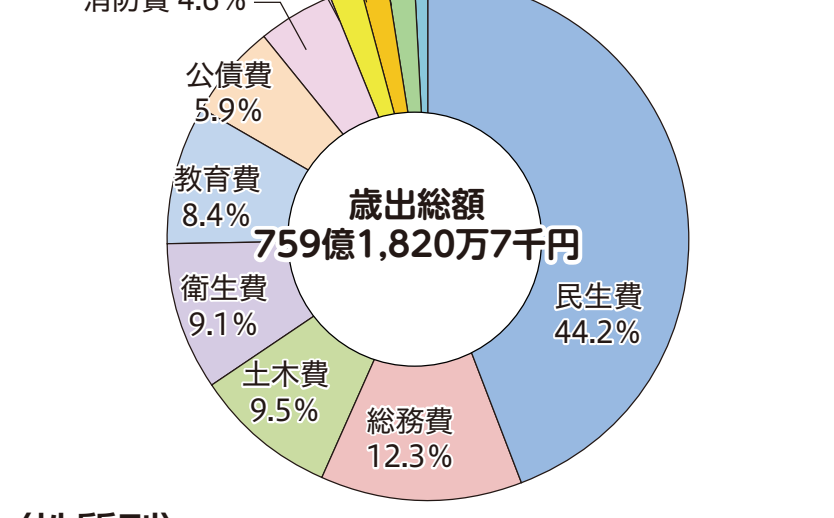
- 歳入は、収入された時点で使い道が特定されていない一般財源と、収入された時点で使い道が特定されている特定財源に分けることができます。
- 特定財源は、決められた用途にしかお金を使うことができないため、一般財源が多い方が行政活動にゆとりが生まれます。
- 歳入のうち、最も主要なものである市税は約315億円の収入があり、全体の41.0%を占めています。

歳出

〈目的別〉

款	決算額(千円)	構成比
議会費	414,241	0.5%
総務費	9,364,573	12.3%
民生費	33,530,183	44.2%
衛生費	6,883,325	9.1%
労働費	94,319	0.1%
農林水産業費	1,574,292	2.1%
商工費	1,220,094	1.6%
土木費	7,209,038	9.5%
消防費	3,460,473	4.6%
教育費	6,405,492	8.4%
災害復旧費	47,719	0.1%
公債費	4,501,354	5.9%
諸支出金	1,213,104	1.6%
合計	75,918,207	100.0%

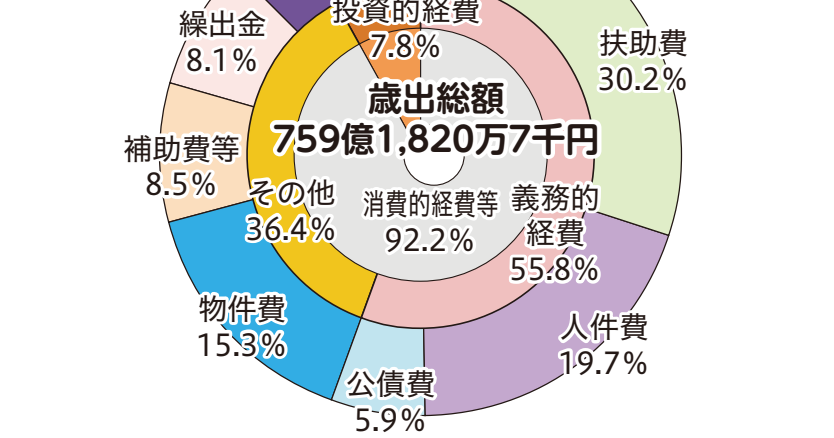
- 歳入767億8,331万1千円と歳出759億1,820万7千円との差額8億6,510万4千円のうち、1億1千万円を財政調整基金に積み立て、残りの7億5,510万4千円は繰り越して、令和7年度中に完了せず令和8年度へ繰り越した事業や、令和8年度に行う事業などの財源として使用します。
- 歳出を目的別に分類すると、民生費が44.2%と最も多くを占めています。
- 民生費は、高齢者や障がい者、こども子育てに関する費用など、社会福祉のための経費です。



〈性質別〉

区分	決算額(千円)	構成比
人件費	14,921,807	19.7%
扶助費	22,902,761	30.2%
公債費	4,501,354	5.9%
物件費	11,578,177	15.3%
維持補修費	1,236,165	1.6%
補助費等	6,465,020	8.5%
繰出金	6,175,376	8.1%
積立金	735,435	1.0%
投資出資貸付金	1,464,176	1.9%
普通建設事業	5,890,217	7.8%
災害復旧事業	47,719	0.1%
合計	75,918,207	100.0%

- 歳出を性質別に分類すると、大きく義務的経費・投資的経費・その他の経費に分かれます。
- 義務的経費とは、人件費・扶助費・公債費の3つで、市として支払い義務を負っており、任意に節減できない経費です。
- 投資的経費とは、将来に資産として残る公共建築物やインフラの整備を行う普通建設事業と災害復旧事業に係る経費です。
- その他の経費には、物件費や特別会計への繰出金などが含まれています。



※その他の内容については、市のウェブサイトに掲載の決算書や決算資料をご覧ください。

市の財政

健全化判断比率 などを公表します

財政課 ☎059-382-9041 📠059-382-9040

✉zaisei@city.suzuka.lg.jp

令和7年度決算に基づいて算定した健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と公営企業を対象とした資金不足比率を公表します。

比率区分	算定結果	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	11.39	20
連結実質赤字比率	－	16.39	30
実質公債費比率	2.5	25	35
将来負担比率	－	350	

※実質赤字額・連結実質赤字額・将来負担額がないものを「－」で表示しています。

(単位:%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20
下水道事業会計 (公共下水道事業)	－	
下水道事業会計 (農業集落排水事業)	－	

※各会計とも資金不足額がないため「－」で表示しています。

※詳しくはウェブサイトをご覧ください。

幼児教育・保育 無償化

幼児教育・保育の無償化 に関する無償化額の 改定について

こども育成課 ☎059-382-7606 📠059-382-9054

✉kodomoikusei@city.suzuka.lg.jp

令和8年10月から、幼稚園・認定こども園(教育)、幼稚園の預かり保育、または認可外保育施設などの利用者負担額に対する無償化額が改定されました。

○ 幼稚園・認定こども園(教育)を利用する場合

対 満3歳に達している就学前のこども
変更内容 現行額25,700円
→ 変更額**28,000円**



○ 幼稚園の預かり保育を利用する場合

対 共働き世帯のこどもなど「保育の必要性の認定」を受けた、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している就学前のこども

※「保育の必要性の認定」には、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

変更内容 現行額11,300円
→ 変更額**12,300円**



※利用日数に応じて月額の上限額は変動します(上限額:490円×利用日数)。

※市町村民税非課税世帯に限り、満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までのこどもも対象となり、月額上限17,700円までが無償化となります。

○ 認可外保育施設などを利用する場合

対 共働き世帯のこどもなど「保育の必要性の認定」を受けた、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している就学前のこども

※「保育の必要性の認定」には、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

※認可保育所や認定こども園などを利用しているこどもは対象外となります。

変更内容 現行額37,000円→
変更額**40,300円**

※市町村民税非課税世帯に限り、0歳から2歳までのこどもも対象となり、月額上限45,700円までが無償化となります。

上記いずれの場合も、無償化を受けることができる施設は、市町村に「特定子ども・子育て支援施設」として確認された施設です。また、無償化には別途認定手続きが必要です。ご不明な点などは、利用を希望される各施設またはこども育成課までお問い合わせください。

物価高騰 対策

鈴鹿市物価高騰対策 ものづくり企業等 支援事業(第4弾)

産業政策課 ☎ 059-382-7011 📠 059-384-0868

✉ angyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

原油価格や電気・ガス料金などの物価高騰の影響を受けた市内ものづくり企業に対し、事業継続に必要なエネルギー関連経費の一部を緊急支援します。

対象のエネルギー

- 電気:特別高圧、高圧、低圧など
- ガス:LPガス、都市ガスなど
- 石油関係:ガソリン、軽油、灯油、重油など

対象者

市内に事業所がある製造業、道路貨物運送業、倉庫業を営む中小企業と小規模企業者または個人事業主で、令和8年4月1日から令和8年9月30日までに事業実施のため支払った電気・ガス・石油関係経費のうち、いずれか1種類のエネルギー関連経費の1カ月単位の支払い実績が10万円以上である者

支払金額

支払い実績額に応じて段階的に5万円から100万円までを給付

申込み

10月6日(火)から12月28日(月)17時まで(当日消印有効)に、申請書を記入の上、必要書類を添付し、直接または郵送で産業政策課ものづくり産業支援センター(市役所別館第3 2階)へ

〒513-8701 住所不要

※申請書などは、同センター

または市ウェブサイトで入手できます。

問合せ

鈴鹿市物価高騰対策ものづくり企業等支援事務局(ものづくり産業支援センター内) ☎ 059-327-5414

シルバー人材 センター

シルバー人材センター は高齢者の就業を 応援しています

産業政策課 ☎ 059-382-8698 📠 059-382-0304

✉ sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

シルバー人材センターでは、高齢者(60歳以上)の方たちがさまざまな場所で元気に就業しています。

皆さんの豊富な知識や経験などを生かしてみてはいかがでしょうか。

会員募集

市内に居住するおおむね60歳以上の健康で、働く意欲のある方を募集しています。毎月、第2・第4火曜日10時から、鈴鹿市シルバー人材センター研修室で入会説明会(予約不要)を開催していますので、ぜひご参加ください。



**11月20日(金)、12月18日(金)は
女性限定の入会説明会を開催します。**

剪定、除草、草刈に従事していただく 会員急募!

シルバー人材センターでは、剪定、除草、草刈に従事していただく会員が不足しており、新規のお仕事をお断りしている状況です。

そのため、剪定、除草、草刈に従事していただける方の応募をお待ちしています。

対 剪定・草刈などの道具の運搬や刈り取った草などを運搬するための軽トラックなどを所有している方。



こんな仕事をしています! ご依頼をお待ちしています

- 一般作業…除草・草刈、伐採、屋内外清掃、農作業、洗車、不用品等の運搬など
- 事務・管理… 経理、筆耕・宛名書き、施設の管理、商品管理など
- 技術・技能… 庭木の剪定、自動車の運転、障子・襖・網戸張替え、大工仕事など
- 家庭支援・福祉サービス… 空き家管理、家事援助、介護補助など



※剪定・除草・草刈は、会員が不足しており、新規のご依頼はお断りする場合があります。

問 (公社)鈴鹿市シルバー人材センター

(神戸1-17-5 市役所別館第3)

(平日8時15分~17時)

☎ 059-382-6092 📠 059-382-6093

災害時の 備え

災害時に備え 「個別避難計画」を 作成しましょう

※問い合わせは下部をご覧ください。

近年の地震や風水害では、高齢者や障がい者など、災害時に自力での避難が難しい方々（避難行動要支援者）が多く犠牲になっています。「個別避難計画」は避難行動要支援者の命を守るため、災害時に「誰が支援するか」、「どこに避難するか」などをあらかじめ決定し、作成していただくものです。

「個別避難計画」を作成することは、避難行動要支援者本人や家族の防災意識、対応力（自助）を高めるとともに、地域の助け合いの力（共助）を高めることにもつながります。

個別避難計画の作成について

個別避難計画の作成対象になるのは、表①～⑬の避難行動要支援者に該当する方です。

避難行動要支援者には、希望により登録される方と自動的に登録される方がいます。

避難行動要支援者のうち、個別避難計画の作成と個人情報等の提供に同意された方に、個別避難計画を作成していただきます。

※施設入所者は、登録対象に含まれません。



希望により 避難行動要支援者として 登録される方	手続きなど
①70歳以上の 一人暮らしの方	民生委員・ 児童委員または 長寿社会課へ ※担当区域の民生 委員・児童委員が 登録の案内に 訪問することが あります。
②75歳以上のみの 世帯の方	
③70歳以上のみの世帯 で、要介護3～5の 方がいる世帯の方	
④要支援1・2または 要介護1・2の 一人暮らしの方	
⑤療育手帳B1・B2を 持つ一人暮らしの方	障がい福祉課へ
⑥精神障害者保健福祉 手帳3級を持つ 一人暮らしの方	
⑦難病患者の方	
⑧上記に準じる状態で 支援が必要で登録を 希望する方	健康福祉 政策課へ

自動的に 避難行動要支援者として 登録される方	手続きなど
⑨要介護3以上の方	郵送や窓口など により、個別避難 計画の作成に ついて順次案内 します。
⑩身体障害者手帳1級 または2級を持つ方	
⑪療育手帳A1 またはA2を持つ方	
⑫精神障害者保健福祉 手帳1級 または2級を持つ方	
⑬災害時要援護者台帳 に現在登録のある方	

災害時の安否確認などに活用

個別避難計画に記載された情報は、民生委員・児童委員、自治会長など（避難支援等関係者）が共有し、災害時の安否確認などに活用されます。

※個別避難計画を作成することで、優先的に避難や援助を受けられるものではありません。

避難支援などの実施者の方へ

個別避難計画の登録申出書には、災害時などに支援を行っていただける近隣に住む方を「避難支援等実施者」として記入する欄があります。記入する際は、自身や家族の方が必ず実施者の了解を得てください。

地域の皆さんへ

避難支援等実施者に義務や責任を課すものではありません。依頼を受けた際には、地域での助け合いにご理解いただき、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

長寿社会課

☎059-382-7935

✉chojushakai@city.suzuka.lg.jp

障がい福祉課

☎059-382-7626

✉shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp

健康福祉政策課

☎059-382-9012

✉kenkofukushiseisaku@city.suzuka.lg.jp

※ファクス番号は、上記三つの課共有で

☎059-382-7607です。